

# 北大ビジネス・スプリング 入居規約

平成 20 年 10 月 7 日

改正 平成 24 年 6 月 14 日

改正 令和 5 年 7 月 1 日

独立行政法人中小企業基盤整備機構 北海道本部  
北大ビジネス・スプリング

## 1. 総則

本規約は、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）が整備・運営を行う北大ビジネス・スプリング（以下「本施設」という。）において、入居者の皆様の新事業創出活動に対する支援の実効性を高めるため、また、本施設内及び周辺地域の安全・快適な環境を保全するために、入居者の皆様に遵守していただく事項等を定めるものです。

## 2. 入居者支援活動に伴う企業情報（事業情報）の開示等（決算書の提出、定期ヒアリング等）に関する事

本施設においては、インキュベーションマネージャー（IM）が常駐し、入居者の皆様の事業計画書等に基づく、事業支援活動等を行います。

このため、入居者の皆様の事業進捗状況、事業課題等の把握が必要となりますので、以下の事項について、ご了解願います。

また、事業状況等については、必要に応じて随時ご報告願います。

### (1) 決算書の提出

毎期の決算後、速やかに当該決算書を IM 室にご提出願います。

### (2) 定期ヒアリング

年に 2 回程度、事業進捗状況等に関する定期ヒアリングを行います。

なお、その際には、原則として経営者の方のご出席をお願いいたします。

## 3. 事業計画の変更に関する事

入居目的の事業計画を変更又は追加する場合、並びに大学等の連携先（共同研究者、技術指導者等）を変更する場合等は、IM 室に速やかにご報告願います。

なお、この場合、変更事業計画書をご提出いただきますが、様式については別途提示いたします。

#### 4. アンケート調査等への協力について

本施設は公的施設であることから、中小機構をはじめ、行政機関、各種支援機関等からのアンケート調査、施設への視察者対応等にご協力をお願いいたします。

#### 5. 支援について

IM室が有する支援機能として、大学、公的機関・民間諸団体との連携による支援を行いますので積極的にご活用ください。

また、ビジネス展開上、学びたいテーマに関して、外部講師の招聘などのご要望もお受けいたします。

#### 6. 模様替え等承諾申請及び退去時の原状回復について

##### (1) 模様替え等工事の承諾申請について

模様替え、壁紙貼りや工作物の設置工事等を実施する場合は、別途提示する様式にて工事着手前に承諾申請を中小機構に行ってください。

また、本施設は、建築基準法及び消防法に基づく確認及び検査を受けていますので、工事内容によっては、札幌市都市局建築指導部や札幌市消防署等関連機関と協議の上、内容の変更や追加工事が必要となる場合がありますので、あらかじめご承知おき下さい。

##### (2) 退去時の原状回復について

退去する場合は、入居者が入居後に模様替えをした箇所、工作物を設置した箇所等及び汚損、破損、滅失等した箇所について、入居者のご負担により原状回復していただきます。

#### 7. 安全管理について

本施設では、入居者の安全な事業活動を確保するとともに、北海道大学及び周辺住民等に対し危険又は迷惑を及ぼさないようにすることを目的として「施設安全管理マニュアル」を作成しております。

本施設での安全管理上、関連法規等を遵守していただくとともに、「施設安全管理マニュアル」を遵守していただきます。

また、入居者の事業活動上の安全管理を確認し、かつ安全管理に関する情報を共有するため「安全管理連絡会」を設置しております。

なお、「安全管理連絡会」は、中小機構、委託警備会社及び委託施設管理会社の各責任者、入居企業等の安全管理責任者、関係行政機関、有識者で構成し次の事項を行います（入居企業等の安全管理責任者、関係行政機関及び有識者は、必要に応じて参加を依頼するものとします。）。

- ・ 入居者の事業活動上の安全管理・消防計画に係る確認及び情報収集
- ・ 安全活動方針、入居者に対する啓発活動方針の検討
- ・ 入居者に対する安全管理の周知
- ・ 緊急時対応計画の検討
- ・ その他、施設の安全管理に関する事項

## 8. その他

### (1) 各種保険

入居者は、賃借人賠償責任保険特約付き火災保険にできるだけご加入願います。なお、居室で実験する特殊実験等によっては当該保険への加入を承認の要件とする場合があります。

### (2) 健康管理・教育

入居者は、厚生労働省の定めるところ及び入居者の業務内容に応じた健康管理を職員等を実施するとともに、受動喫煙防止を目的とする関連法とこれを踏まえた本施設敷地内全面禁煙を遵守願います。

また、病原性微生物等実験、遺伝子組換え実験等特殊実験を実施する入居者においては、携わる職員等に対し、継続的に安全衛生教育を実施してください。